

最低価格落札方式一般競争入札 入札説明書

下記の「1 入札に付する事項」に掲げる委託の最低価格落札方式一般競争入札については、関係法令その他の別に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 入札に付する事項

発注者	神戸市長
公告	令和 7 年 1 月 31 日 神戸市公告
委託名	高齢者等を対象としたスマホ相談窓口等運營業務委託
業務概要	DXの推進にあたり、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」の方針実現に向けて、情報格差（デジタルデバイド）のある高齢者等のデジタルリテラシー向上に対してサポートを行っていく必要があるため、地域団体等を対象に地域福祉センター・出張所・市営住宅集会所等でスマホ出張相談会を開催するほか、市民の来庁が多い区役所・支所・一部の出張所（もしくは近隣の商業施設）にスマホ相談窓口を開設する。 なお、当事業では、講師・操作説明役として大学生・高校生等を起用する。
履行場所	（１）スマホ出張相談会：神戸市内の地域福祉センター（195カ所）、出張所（13カ所）、市営住宅集会所（約10カ所）、その他地域の施設等地域団体が希望する場所 （２）スマホ相談窓口：各区役所・支所または区役所近隣の商業施設・明舞出張所・学園都市マイナンバーカードサテライト等（計15カ所）
履行期限	契約締結日（令和 7 年 3 月中）から令和 8 年 3 月 31 日まで
その他	この入札は、最低価格落札方式を適用する。

2 担当部局

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1
神戸市企画調整局デジタル戦略部情報政策担当
電話：078-322-5308 FAX：078-322-6199
E-mail：digital_kikaku@city.kobe.lg.jp

3 入札手続の種類

この案件は、入札価格により落札者を決定する最低価格落札方式の入札案件である。

4 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- （１）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （２）令和 6・7 年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。
- （３）神戸市内に本店を有すること。
- （４）経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- （５）入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止

基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

(6) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

5 申請手続等

(1) 申請書、入札説明書、仕様書等の交付期間及び方法

ア 交付期間

令和7年1月31日（金）～令和7年2月17日（月）17時まで

イ 交付方法

本市ホームページよりダウンロードすること。市役所窓口での配布は行わない。

URL : https://www.city.kobe.lg.jp/a29931/sumaho_sodan_boshu.html

(2) 申請書等の提出方法等

本件入札の参加希望者は、以下に定める資料（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格の有無について市長の確認を受けなければならない。

①入札参加申込兼資格確認申請書（様式1）

②神戸市物品等競争参加資格認定通知書の写し

※電子入札用ID及びパスワードについては見えないように加工すること。

③委任状（代表者又は登録済の受任者以外の者が申請する場合のみ）（様式2）

④資本関係・人的関係調書（様式3）

⑤直近事業年度の財務諸表（任意様式）

⑥会社概要がわかるもの（直近事業年度までの経歴・沿革も含む）（任意様式）

⑦共同企業体での参加を希望する者は、共同企業体協定書の写し（任意様式）

※共同企業体で参加する場合は、①③の書類は代表事業者について、②④⑤⑥の書類については構成事業者全てについて提出すること。

提出方法等については、次によるものとする。

ア 提出方法

電子メールに添付して提出し、送付後必ず電話にて到着確認の連絡を行うこと。

送付先及び到着確認の連絡先は「2. 担当部局」に記載の通り。

イ 提出期限

令和7年2月17日（月）17時まで

ウ 提出部数

1部

6 入札参加資格の審査及び結果の通知

(1) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認については、申請書等の提出をもって行うものとし、結果（入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面を電子メールにて通知する。

(2) 結果の通知送付

令和7年2月19日（水）まで

(3) 入札参加資格がないと認定された者には、(2)の通知書にその理由を付す。

(4) (3)の理由を付した(2)の通知書により通知を受けた者は、その通知日の翌日から起算し

て7日（本市の休日を除く。）以内に、市長に対して入札参加資格がないと認定した理由の説明を求めることができる。

（5）（4）により説明の請求を行うときは、申立者の氏名、住所、業務名、不服のある事項及び不服の根拠となる事項を記載の上、書面でデジタル戦略部に提出すること。（様式自由。）

（6）（4）による理由の説明の請求を受けたときは、原則として申立期限の翌日から起算して10日（本市の休日を除く。）以内に書面により回答する。

（7）入札辞退に関する提出書類

参加資格の確認を受けた者が入札を辞退する場合は、開札予定時刻までに「入札辞退届」（様式5）を提出すること。

電子メールに添付して提出し、送付後必ず電話にて到着確認の連絡を行うこと。送付先及び到着確認の連絡先は「2. 担当部局」に記載の通り。

7 入札説明会

入札説明会は実施しない。

8 入札説明書、仕様書等に対する質問

（1）入札説明書又は仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。

ア 提出方法

電子メールにて提出すること。ただし、必ず電話にて到着確認の連絡を行うこと。

電子メールのタイトルは「高齢者等を対象としたスマホ相談窓口等運営業務（事業者名）」とすること。

イ 提出期間

令和7年1月31日（金）～令和7年2月12日（水）15時まで

（2）回答は仕様書の追補とみなし、入札参加希望者全員に対して電子メールで回答する。

回答の送付

令和7年2月17日（月）予定

9 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者であっても、入札を執行するものとする。

10 入札期間及び方法

入札期間	令和7年1月31日（金）～令和7年2月25日（火） 17時まで
提出書類	入札書、業務費内訳書 ・ 入札書（様式6）に金額を記載し、記名したものをPDF化して提出すること。 ・ 業務費内訳書（様式7）は様式に従い必要事項を記載の上、必ず添付すること。 <u>※パスワードを設定した上でファイルを開くことができない状態で提出すること。</u> <u>また、パスワードは開札日当日まで送付しないこと。（開札日時及びパスワードの共有方法等については別途連絡を行う。）</u>
提出方法	電子メールに添付して提出し、送付後必ず電話にて到着確認の連絡を行うこと。 送付先及び到着確認の連絡先は「2. 担当部局」に記載の通り。

入札について	(1) 入札書記載金額について 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。 (2) 業務費内訳書について 入札金額に係る積算の業務費内訳書の提出を求めるので、入札書提出時に業務費内訳書を添付すること。業務費内訳書が提出されない場合は、入札金額にかかわらず入札を無効とする。また、業務費内訳書の合計金額（税抜き）と入札金額が異なる場合も、入札を無効とする。 なお、業務に必須な項目の単価や数量はあらかじめ業務費内訳書にて指定するものとする。 (3) 入札金額の積算に当たっては、最低賃金法に規定する最低賃金額以上の賃金を支払うことを踏まえた金額とすること。
--------	---

11 開札予定日時及び方法

日 時	令和 7 年 2 月 27 日（木）
開札について	(1) 入札書は、上記の日程において開札し、業務費内訳書は入札書の開札後に全ての入札参加者について確認を行うものとする。入札参加者の立ち合いは不要とし、開札後に別途結果の通知を送付することとする。 (2) 提出した入札書及び業務費内訳書は、引換え又は取消しをすることができない。
入札の無効	(1) 神戸市契約規則第 12 条各号に該当するとき (2) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。 (3) 10 の方法によらないで提出された入札書及び業務費内訳書（期限までに到達しなかった場合を含む。）は、これを無効とする。 (4) 提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時ににおいて 4 に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。 (5) 業務費内訳書を確認し、記載すべき重要事項が欠けている、業務と不要な事項が記載されている、記載金額が予定価格と 3 分の 1 以上乖離している等業務を確実に履行することができないと認められるときは、当該入札書は無効とする。業務費内訳書が添付されていない場合（（3）の規定により無効となった場合を含む。）も、当該入札書を無効とする。 (6) 入札を無効とした場合は、当該入札書及び業務費内訳書は、返却しないものとする。

12 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内である場合に、最低入札価格を提示した入札者を落札者とする。入札価格が同額である場合は、くじにより落札者を定めるものとする。（くじの日時及び場所については、別途指示する。）

13 入札結果の公表に関する事項

契約の相手方を決定した場合以下の入札結果を神戸市ホームページにより公表を行うものとする。

- ・落札者の商号又は名称
- ・落札価格

入札参加者には、別途以下の結果を電子メールにて通知するものとする。

- ・落札者の商号又は名称
- ・落札価格
- ・入札参加者全員の入札金額

14 落札者として選定されなかった者に対する理由の説明

- （１）入札参加者で落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して７日（市の休日の日数は、算入しない。）以内に、市長に対して落札者として選定されなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- （２）市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して１０日（本市の休日の日数は、算入しない。）以内に、説明を求めた者に対し回答する。

15 契約等に係る事項

- （１）契約書の作成に関する事項

落札後、契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。落札者は、速やかにデジタル戦略部で契約書類等を受領し、所定の契約手続きをすること。落札決定の日から１０日以内に所定の契約手続きがない場合は、落札者が契約を辞退したものと見なし、契約を行わないほか、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止の対象となる。

16 入札保証金

神戸市契約規則第７条第２号の規定により免除します。

17 契約保証金

神戸市契約規則第２４条第１号の規定により契約金額の１００分の３を納付すること。

18 その他入札に関する事項

- （１）入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者の参加の制限
この入札に参加する複数の者（組合（共同企業体を含む。）にあってはその構成員）の関係が、以下の基準のいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札は全て無効とします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(3) 本契約は、令和7年2月の神戸市一般会計補正予算の成立を前提に行うため、予算等が成立しない場合には、この募集に基づく契約を締結しないことがある。

(4) その他

仮契約の有無 *L	無
-----------	---

予定価格 (消費税相当額を除く)	63, 551, 000 円
---------------------	---------------------